

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	生活保護に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

文京区福祉部生活福祉課は、番号制度関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人プライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

文京区長

公表日

令和5年10月13日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護に関する事務
②事務の概要	<p>生活保護法により、生活に困窮する国民に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する(生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置も含む)。福祉事務所は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none">1 生活保護の実施2 生活保護の申請の受理及びその申請に対する応答3 生活保護の申請に係る事実についての審査4 職権による生活保護の開始若しくは変更5 生活保護の停止若しくは廃止6 就労自立給付金及び進学準備給付金の申請の受理、その申請に係る事実についての審査及びその申請に対する応答7 保護に要する費用の返還8 徴収金の徴収9 健康管理支援事業の実施10医療扶助のオンライン資格確認に関する事務 <p>(1)生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 (2)医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 (3)医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 (4)医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等</p>
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none">1 生活保護システム2 団体内統合宛名(中間サーバーコネクタ)システム3 中間サーバープラットフォーム4 庁内連携システム5 レセプト管理システム6 医療保険者向け中間サーバー7 統合専用端末 等
2. 特定個人情報ファイル名	
生活保護受給者ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>番号法第9条第1項 別表第1 第15項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第15条</p> <p>文京区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例第4条 別表第一の4及び別表第二の4</p>

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1. 生活保護法による保護等に関する事務 番号法第19条第8号及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項 (9,10,14,16,18,20,24,26,27,28,30,31,37,38,42,50,53,54,61,62,64,70,87,90,94,104,106,108,113,116,120の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第(8,9,11,12,13,14,17,19,20,21,22,23,24,25,26-4,27,28,32,33,35,39,44,47,52,53,55,58,59-2の2,59-3)条 (別表第2における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第2欄(事務)に「生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務」が含まれる、26の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条 番号法第19条第9号 番号法第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関する規則第2条 2. 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務 文京区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例第4条 別表第一の4及び別表第二の4	

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	福祉部生活福祉課
②所属長の役職名	福祉部生活福祉課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	文京区福祉部生活福祉課 112-8555 東京都文京区春日1-16-21 問い合わせ先電話番号 03-5803-1215
-----	---

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	「7. 請求先」と同じ
-----	-------------

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 監査			
実施の有無	[] 自己点検	[<input checked="" type="radio"/>] 内部監査	[] 外部監査
9. 従業員に対する教育・啓発			
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年12月28日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1 第15項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第15条	番号法第9条第1項 別表第1 第15項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第15条 文京区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例第4条	事前	特定個人情報保護評価の見直しによる提出
平成27年12月28日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第2における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「市町村長」等の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(9、10、14、16、24、26、27、28、30、31、50、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項)	(別表第2における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「市町村長」等の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(9、10、14、16、24、26、27、28、30、31、50、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、119の項)	事前	特定個人情報保護評価の見直しによる提出
平成29年6月9日	II しきい判断項目 1. 対象人数	27年7月1日時点	29年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価の見直しによる提出
平成29年6月9日	II しきい判断項目 2. 取扱者数	27年7月1日時点	29年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価の見直しによる提出
平成29年6月9日	5 評価実施機関における担当部署	田中 邦彦	渡邊 了	事後	特定個人情報保護評価の見直しによる提出
平成29年6月9日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第2における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「市町村長」等の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(9、10、14、16、24、26、27、28、30、31、50、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、119の項) (別表第2における情報照会)の根拠 第1欄(情報照会者)が「市町村長」等の項のうち、26の項	(別表第2における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「市町村長」等の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(9、10、14、16、20、21、24、26、27、28、30、31、50、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、119の項) (別表第2における情報照会)の根拠 第1欄(情報照会者)が「都道府県知事」等の項のうち、26の項	事後	特定個人情報保護評価の見直しによる提出
平成30年9月13日	I 関連情報1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	6 就労自立給付金の申請の受理、その申請に係る事実についての審査及びその申請に対する応答	6 就労自立給付金及び進学準備給付金の申請の受理、その申請に係る事実についての審査及びその申請に対する応答	事後	特定個人情報保護評価の見直しによる提出
平成30年9月13日	II しきい判断項目1. 対象人数、2. 取扱者数	29年4月1日時点	30年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価の見直しによる提出
平成30年9月13日	I 関連情報4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	(別表第2における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「市町村長」等の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(9、10、14、16、20、21、24、26、27、28、30、31、50、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、119の項) (別表第2における情報照会)の根拠 第1欄(情報照会者)が「都道府県知事」等の項のうち、26の項	(別表第2における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「市町村長」等の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(9、10、14、16、24、26、27、28、30、31、50、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、119の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第(8,9,11,12,17,19,20,21,22,26-4,28,32,33,35,39,44,47,52,53,55,59-2,59-3)条 (別表第2における情報照会)の根拠 第1欄(情報照会者)が「市町村長」等の項のうち、26の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条	事後	特定個人情報保護評価の見直しによる提出
令和2年2月10日	I 関連情報4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	(別表第2における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「市町村長」等の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(9、10、14、16、24、26、27、28、30、31、50、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、119の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第(8,9,11,12,17,19,20,21,22,26-4,28,32,33,35,39,44,47,52,53,55,59-2,59-3)条 (別表第2における情報照会)の根拠 第1欄(情報照会者)が「市町村長」等の項のうち、26の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条	(別表第2における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「市町村長」等の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第(8,9,11,12,13,14,17,19,20,21,22,23,24,26-4,27,28,32,33,35,39,44,47,52,53,55,59-2,59-3)条 (別表第2における情報照会)の根拠 第1欄(情報照会者)が「市町村長」等の項のうち、26の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条	事後	特定個人情報保護評価の再実施による提出
令和2年2月10日	II しきい判断項目 1. 対象人数	30年4月1日時点	31年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価の再実施による提出
令和2年2月10日	II しきい判断項目 2. 取扱者数	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価の再実施による提出
令和2年7月31日	II しきい判断項目 1. 対象人数	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価の見直しによる提出
令和2年7月31日	II しきい判断項目 2. 取扱者数	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価の見直しによる提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月6日	I 関連情報4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「市町村長」等の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第(8.9.11.12.13.14.17.19.20.21.22.23.24.26-4.27.28.32.33.35.39.44.47.52.53.55.59-2.59-3)条 (別表第2における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)が「市町村長」等の項のうち、26の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「市町村長」等の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第(8.9.11.12.13.14.17.19.20.21.22.23.24.26-4.27.28.32.33.35.39.44.47.52.53.55.59-2.59-3、113)条 (別表第2における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)が「市町村長」等の項のうち、26の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条	事前	特定個人情報保護評価の見直しによる提出
令和3年8月6日	II しきい判断項目 1. 対象人数	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価の見直しによる提出
令和3年8月6日	II しきい判断項目 2. 取扱者数	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価の見直しによる提出
令和4年7月25日	II しきい判断項目 1. 対象人数	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価の見直しによる提出
令和4年7月25日	II しきい判断項目 2. 取扱者数	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価の見直しによる提出
令和5年9月20日	II しきい判断項目 1. 対象人数	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価の見直しによる提出
令和5年9月20日	II しきい判断項目 2. 取扱者数	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価の見直しによる提出
令和5年9月20日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	※利用停止請求とは、文京区個人情報保護条例においては、「削除請求」及び「利用中止請求」をいう。	削除	事後	個人情報保護法等の改正による提出
令和5年9月20日	I 関連情報 1. 特定個人情報事務の概要	生活保護法により、生活に困窮する国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する。福祉事務所は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。	生活保護法により、生活に困窮する国民に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する(生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置も含む)。福祉事務所は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。	事後	特定個人情報保護評価の見直しによる提出
令和5年9月20日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	1 生活保護の実施 2 生活保護の申請の受理及びその申請に対する応答 3 生活保護の申請に係る事実についての審査 4 職権による生活保護の開始若しくは変更 5 生活保護の停止若しくは廃止 6 就労自立給付金及び進学準備給付金の申請の受理、その申請に係る事実についての審査及びその申請に対する応答 7 保護に要する費用の返還 8 徴収金の徴収	1 生活保護の実施 2 生活保護の申請の受理及びその申請に対する応答 3 生活保護の申請に係る事実についての審査 4 職権による生活保護の開始若しくは変更 5 生活保護の停止若しくは廃止 6 就労自立給付金及び進学準備給付金の申請の受理、その申請に係る事実についての審査及びその申請に対する応答 7 保護に要する費用の返還 8 徴収金の徴収 9 健康管理支援事業の実施 10 医療扶助のオンライン資格確認に関する事務 (1)生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 (2)医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 (3)医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等	事前	特定個人情報保護評価の見直しによる提出
令和5年9月20日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1 生活保護システム 2 団体内統合宛名(中間サーバコネクタ)システム 3 中間サーバプラットフォーム	1 生活保護システム 2 団体内統合宛名(中間サーバコネクタ)システム 3 中間サーバプラットフォーム 4 庁内連携システム 5 レセプト管理システム 6 医療保険者向け中間サーバー 7 統合専用端末 等	事前	特定個人情報保護評価の見直しによる提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年9月20日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2</p> <p>(別表第2における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「市町村長」等の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項)</p> <p>番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第(8.9.11.12.13.14.17.19.20.21.22.23.24.26-4.27.28.32.33.35.39.44.47.52.53.55.59-2.59-3、113)条</p> <p>(別表第2における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)が「市町村長」等の項のうち、26の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条</p>	<p>1. 生活保護法による保護等に関する事務 番号法第19条第8号及び別表第2</p> <p>(別表第2における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項 (9.10.14.16.18.20.24.26.27.28.30.31.37.38.42.50.53.54.61.62.64.70.87.90.94.104.106.108.113.116.120の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第(8.9.11.12.13.14.17.19.20.21.22.23.24.25.26-4.27.28.32.33.35.39.44.47.52.53.55.58.59-2の2.59-3)条</p> <p>(別表第2における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第2欄(事務)に「生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務」が含まれる、26の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条 番号法第19条第9号 番号法第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関する規則第2条</p> <p>2. 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務 文京区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例第4条 別表第一の4及び別表第二の4</p>	事前	特定個人情報保護評価の見直しによる提出
令和5年9月20日	IVリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	委託しない	十分である	事前	特定個人情報保護評価の見直しによる提出
令和5年10月13日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>10医療扶助のオンライン資格確認に関する事務</p> <p>(1)生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 (2)医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 (3)医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等</p>	<p>10医療扶助のオンライン資格確認に関する事務</p> <p>(1)生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 (2)医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 (3)医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 (4)医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等</p>	事前	特定個人情報保護評価の見直しによる提出